

令和5年第4回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和5年3月24日(金)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後3時30分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩      主査 大河原 喜浩      主事 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1      議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2      議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3      議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4      議案第13号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第5      議案第14号 別段の面積について</p> <p>日程第6      議案第15号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について</p> <p>日程第7      専決処分について</p> <p>その他</p>

議 長

これより、議事に入ります。

#### 日程第1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、7番、8番にお願いします。

#### 日程第2 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。

本件担当の5番、申請地の状況について説明をお願いします。

5番

22日に推進委員と現地を確認しました。場所は、高麗神社の参道の途中から南側に約200m進んだところになります。耕耘された状態になっていました。

議 長  
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、新規就農を目指し、令和2年4月に農業大学校へ入学、令和3年3月に卒業し、その後、令和3年4月からいるま野地域明日の農業担い手塾に入り、2年間実技等を身に付けて今年3月で修了しています。今後は、露地野菜等を中心に作付けを行い、自宅周辺の農地を集積して経営拡大していくとのことです。

農業従事日数は350日、現在、新堀地内の農地を中間管理事業にて利用権設定しています。経営面積は3,223㎡で、利用状況としては、ジャガイモ、枝豆、落花生、ニンジン、ササゲ、さつまいも、白菜、キャベツ等の露地野菜を中心に作られています。農機具は、トラクター、耕運機、バインダー、糞摺り機、マルチャー等を所有しています。

申請地の作付け計画は、遊休農地に近い状態であったため、1年間は土壌づくりに専念し、〇〇-1は柑橘類の果樹、〇〇-1はそば、〇〇-3はブルーベリー、〇〇-1は栗の作付けを予定しています。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

続きまして、2番、本件担当の9番、申請地の状況について説明をお願いします。

9番

22日に現地を確認しました。場所は、中沢の公会堂から南に約200m進んだ右手になります。現地は、栗の古木が7本程度植わっていて、下草はきれいに刈られていました。

議 長  
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、〇〇市在住で露地野菜等を中心に営んでいる農家です。農業従

事日数は300日、譲受人の妻が180日従事しています。経営している農地は〇〇市と〇〇市にあります。〇〇市では約7,000㎡の畑で、さつまいも、山芋、里芋、落花生、ネギ、白菜等を作っており、〇〇市では1,000㎡の田で、米を作っているとのこと。

譲受人と譲渡人は、親戚関係であり、今回の申請に至ったとのこと。申請地では、栗を栽培する計画となっています。

議長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

続きまして、3番、4番は関連がございますので、一括審議でよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは、本件担当の11番、申請地の状況について説明をお願いします。

11番

21日に現地を確認しました。場所は、高富の交差点から北に進み、圏央道を超えたところにある〇〇の道向かいになります。現地は、道からは1、2m低い場所で、きれいに耕耘されていました。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

3番について、譲受人は、東京都〇〇市で平成26年度より農地所有適格法人として榊を栽培しています。平成31年2月には、〇〇市で認定農業者となっています。従業員11名で、構成員、代表取締役及び取締役等の農業従事日数は260日となっています。申請地は、農業経営基盤強化促進法により利用権設定をしていましたが、合意解約をして、農地法第3条の使用貸借権の設定をするもので、より強い権利設定に変える意図があるようです。

経営地について、395,683.16㎡あり、全国で農地を所有及び貸借しています。〇〇以外の農地では、主に営農型太陽光発電下部の担い手として耕作しているとのこと。

全部効率利用要件、農地所有適格法人要件、農作業従事日数、下限面積要件等の要件を満たしていると思われます。ご審議をお願いします。

議長

続いて4番について、今回の案件につきましては、議案12号、農地法第5条の規定による許可申請と関連する案件となります。

事務局

営農型太陽光発電の許可期間につきましては、一般的には3年となりますが、認定農業者であれば、10年までの長期で定めることができます。今回、当市での実績がなく、また、〇〇市での認定農業者としての残り期間があと2年となっていることから、長期ではなく必要最低限の期間とすることと

し、電力会社との契約上3年以上でない太陽光発電ができない契約とのことから、3年1ヶ月の一時転用期間と決めました。この後の農地法第5条の申請についても、一時転用期間を合わせています。

期間中適正に営農され、継続を希望する場合には、許可期間を更新し、継続することができます。

営農型太陽光発電では、太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合、太陽光発電設備の設置者は農地の空中部分を利用することから農地法第3条にて空中部分の区分地上権設定の許可を受けることが必要です。

今回は、2.2～3.2mのパネル部分の地上権設定を行います。面積としては、合計8筆の2,312.05㎡を区分地上権設定するものです。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

1 番

屋根面積は、どの程度を予定しているのでしょうか。総面積に対して、あまりに大きいようだと、雨水の排水や浸透等に心配があります。

事 務 局

申請地2,312.05㎡に対して、パネルの面積が約578㎡となります。

1 番

柵の作付けは、パネル下部のみでしょうか。

事 務 局

そのような計画となっています。

4 番

同一の申請で会社が2社出てきているのは、どういうことでしょうか。

事 務 局

今回は、土地所有者が営農者ではないため、3番については、営農するために土地所有者から担い手への使用貸借権設定の申請であり、4番については、太陽光発電設備を設置するために土地所有者から太陽光発電事業者への区分地上権設定の申請になっています。

11 番

前回の総会で、営農型太陽光発電の営農者であった事業所に隣接する農地となっていますが、今回の案件との関わりはあるのでしょうか。

事 務 局

前回の案件で、〇〇会の指導者が〇〇となっていましたので、つながりはありますが、今回の申請に関しての関わりは把握していません。

8 番

利用権設定時の農地の耕作状況は、どうだったのでしょうか。

事 務 局

枝豆を作付けしていた状況は確認していますが、周辺の雑草が多くなってしまっている時もありました。

8 番

そのような状況から考えると、今後の営農は適正に耕作するよう、より注意が必要になると思われます。

議 長

その他、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。なお、4番は、この後審議する農地法第5条の案件と同日付で許可することになります。

続きまして、5番、6番は関連がございますので、一括審議でよろしいでし

<p>委員 議長 事務局</p>	<p>ようか。 はい。 はじめに、5番の申請地の状況について、事務局より説明をお願いします。 場所は、女影時計台の交差点を北に進み、JR川越線の踏切を越え西に約300m進んだところになります。現地は耕作できる状況になっていました。</p>
<p>議長 7番</p>	<p>続いて、6番の1の申請地の状況について、7番より説明をお願いします。 22日に現地を確認しました。場所は、日高高校通りの〇〇自動車横のレストランの北側になります。現地はきれいに耕耘されていました。</p>
<p>議長 13番</p>	<p>続いて、6番の2の申請地の状況について、13番より説明をお願いします。 場所は、駒寺野新田と鶴ヶ島の境にある新所沢変電所の少し南側になります。現地は、きれいに耕耘されていて、いつでも作付けできる状況になっていました。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は、兼業農家で農業従事日数は200日です。栗や胡桃、果樹、露地野菜等を栽培している農家です。農機具は、トラクター3台、耕運機2台、軽トラック2台を所有しています。 申請地3筆とも、栗と胡桃を作付けする計画となっています。下鹿山の申請地付近の、6筆は譲受人が既に所有している農地となります。旭ヶ丘及び駒寺野新田の農地についても、自宅から比較的近い距離にあり、申請地を集積することで利用しやすい状況になると思われます。経営地の13,462.81㎡は、譲受人と家族が所有する農地となっています。下鹿山の〇〇の川沿いの部分は、造成工事により崩れてしまっている部分があり、営農に適さない部分もあるようですが、それ以外の部分については、全部耕作されている状況です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、委員及び事務局より説明がありました。質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>推進委員 事務局 議長 委員 議長</p>	<p>今回の旭ヶ丘の農地は、元高麗川分でしょうか。 こちらは、元高麗川分となっています。 その他、質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可と決しました。 続きまして、7番から17番は関連がございますので、一括審議でよろしいでしょうか。</p>
<p>委員 議長 8番</p>	<p>はい。 議事に入ります前に、議事参与の制限により、7番は退室をお願いします。それでは、本件担当の8番、申請地の状況について説明をお願いします。 22日に現地を確認しました。場所は市役所の裏の通りを東に進み、蕎麦屋の周辺の農地となっています。公図のとおり、部分的に抜けているところもある</p>

議 長  
事 務 局

ようですが、まとまった農地です。元々きれいに使われていた場所であり、ほとんど耕耘されていましたが、一部、牧場が借りていたと思われる場所の草が生い茂っていました。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、家族経営している農業者です。譲受人の親は、市の認定農業者となっています。栗を主としていますが、栗以外に露地野菜等も作付けしています。農業従事日数は、譲受人と譲受人の妻、母、父の家族4人とも300日となっています。

農機具等は、耕運機5台、軽トラック1台、ハンマーモア1台、チップ・チョッパー1台を所有しています。申請地では栗の作付計画が出ています。

今回、申請された農地は31筆の17,271.77㎡となっており、まとまりのある農地となります。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員  
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員  
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

7番は入室してください。

### 日程第3 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第12号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。

4 番

本件担当の4番より、申請地の状況について説明をお願いします。

場所は、国道407号線バイパスにある〇〇の資材置き場の道向かいに位置しています。現地は、畑として利用されており、奥側に植木が数本生えていました。

議 長  
事 務 局

続きまして、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は現在、〇〇市の借家にて妻と子の3人で生活していますが、家族が増え賃貸住宅では手狭となってきたことで、住宅を建築することを計画しました。住宅を建築する場所については、妻の両親に相談したところ妻の父が所有している申請地を紹介され、小中学校も近く子供を育てる環境に適しており、妻の実家にも比較的近く、お互いに助け合える距離であり、当該申請地を選定しました。他の土地も検討していましたが、条件に合う土地が見つからなかったとのことでした。

申請地の農地区分は第2種農地となり、計画目的から必要性が認められると思われます。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員  
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員  
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

事務局

続きまして、2番は先程の農地法第3条の許可申請案件と関連し、同じ申請地となりますので、申請地の状況については、省略します。

事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は太陽光事業を営む事業者であり、国内全域にて新エネルギーを利用した発電設備の設置及び施工事業をしています。申請地6筆分の2,308.95㎡のうち0.423㎡を地上権設定し、3年1ヶ月の一時転用を行うものです。

土地利用計画の内容につきましては、太陽光パネル240枚、システム容量120.0Kw、支柱高2.2～3.2m、パネル角度10度となっており、パネル下部では柵を栽培することのことであります。

営農型太陽光発電の設置による下部の農地に対する営農への影響として、柵栽培に関する資料や他の地域での栽培実績等の資料も併せて提出されています。

農用地地域における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率化かつ総合的な事業に支障を及ぼす恐れがないものと思われまます。

以上のことから、農地の許可制度上の取り扱いについて、国等からの通知に基づく要件を満たしています。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員  
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員  
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。なお、当該案件は、農地法第3条の許可を同時に行います。

4番

続きまして、3番について4番より、申請地の状況について説明をお願いします。

先日、現地確認を行いました。場所は、下高萩の〇〇の道向かいに位置しています。2筆は栗畑となっていました。残りの筆は、保全管理され、きれいな状況でした。

議長  
事務局

続きまして、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和5年1月25日付けで除外認可を受けています。

譲受人は、〇〇市に本店を置く運送業を営む事業者です。現在、鹿山地内に

倉庫及び駐車場、旭ヶ丘地内に駐車場があり、旭ヶ丘の駐車場にはトラック 16 台、乗用車 16 台を駐車しています。旭ヶ丘の駐車場付近では、子供の通りが多く、事故の危険性が高いため、安全対策の観点から代替地として、申請地を検討したとのこと。今回の許可が下り次第、旭ヶ丘の駐車場は使用しないとのこと。

申請地の農地区分は第 2 種農地となり、計画目的に必要性があると思われます。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

推進委員

旭ヶ丘の駐車場は返すということですが、農地に戻すということでしょうか。

事 務 局

雑種地のため、所有者に返された後は、農地に戻す必要性はなく、そのまま雑種地として、扱われていくのではないのでしょうか。

8 番

今回の旭ヶ丘の駐車場が、元々農地以外の地目であったのか、農地転用がされた農地であるのかは不明ですが、仮に農地転用された土地であり、今回のように移転するということだと、良くないと思われるので、その辺りは整理しておいていただきたいです。

事 務 局

承知しました。

議 長

その他、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

#### 日程第 4 議案第 13 号 農地利用集積計画（案）の決定について

議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項」の規定による「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

8 番

議案 1、本件担当の 8 番、申請地の状況について説明をお願いします。

議 長

耕作できる状態になっていました。

事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について、説明をお願いします。

借受人は、日高市の認定農業者となっており、数か月前には利用権設定にて農地を借り受けています。今回、譲渡人から手放したいとの意向を受け、農業経営基盤強化促進法により、農地を譲り受ける運びとなったとのこと。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

推進委員

農地法第 3 条の所有権移転と何が違うのでしょうか。

事 務 局

一般的に農地の所有権というと、農地法の第 3 条になりますが、今回は農業経営基盤強化促進法の制度を使つての所有権移転となります。認定農業者が、農業振興地域内の農用地を買い受ける場合に活用することができ、税制上の優

議 長  
委 員  
議 長

遇を受けることができるメリットがあります。また、所有権移転登記に関しても、市が嘱託登記で行うため、費用面で業者に依頼するより安く済みます。

その他、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

委 員  
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

2 番

続きまして、議案 2、本件担当の 2 番、申請地の状況について説明をお願いします。

昨日、現地確認をしてきました。更新であり、ハウスの中で営農している状況でした。

議 長  
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について、説明をお願いします。

借受人は、日高市の認定新規就農者となっています。年間従事日数は、250 日です。ハウス栽培を行っている農家であり、キュウリ、ホウレンソウ等を栽培しています。5,000 m<sup>2</sup>の借り入れ地を、継続して営農していく計画となっています。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員  
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

委 員  
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

2 番

続きまして、議案 3、本件担当の 2 番、申請地の状況について説明をお願いします。

場所は、高萩北小学校から西に 2、300m 進んだところになります。状況は、草が枯れていましたが、耕作はされていませんでした。

議 長  
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について、説明をお願いします。

借受人は、株式会社〇〇農園という法人で、本年 1 月に設立されています。最終的には、農地所有適格法人の要件を満たし、農地取得も考えているとのこと。代表取締役の〇〇氏は、国道 407 号線田木の交差点から入間方面に約 1.5 km 進んだ左手にある〇〇を経営しておりますが、解体業とは別に、市内の遊休農地の解消のためにできることはないかと考え、株式会社〇〇農園を立

ち上げたそうです。〇〇氏の住居が旭ヶ丘地内になり、借受地には通いやすいとのこと。トラクターやコンバイン等の農機具については、〇〇で多く所有しており、無料で借りて使うことができるそうです。作付けは、小麦を予定しています。今後も少しずつ経営地の拡大を考えており、周辺地を検討しているそうです。代表取締役の〇〇氏の他、〇〇にて専務をしている〇〇氏が従事予定であり、〇〇氏は〇〇の自宅では、栗と梨の栽培を行っているとのこと。今回の利用権設定については、実績がなく、解除条件付きとなっており、様子を見守っていく必要があります。

議長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

2番

地続きで、申請地の南側に耕作されていない農地がありますが、そちらの検討をされているということでしょうか。

事務局

現在、検討している農地は別の農地になります。

2番

地続きであり、耕作されていない為、経営拡大されていくのであれば、こちらにも活用されていくとよいかと思います。また、小麦の販路等は決まっているのでしょうか。

事務局

売り先は、製粉事業者を予定しているようです。事務局では、どちらの業者に卸すかまでは把握していません。

2番

製粉事業者に持ちこむまでの作業は、自身でできるということでしょうか。

事務局

〇〇町で小麦を栽培している農家に指導を受けると聞いています。

2番

ある程度、販売までの道筋が決まっていた方がよいと思うので、そのあたり確認していただきたいと思います。

11番

代表取締役の方は、おいくつなのでしょうか。

事務局

72歳です。専務の方は61歳です。

1番

解除条件付きというのは、どのような状態になると解除になるのでしょうか。

事務局

解除条件につきましては、貸し手と借り手の条件であり、市で定めるものではありません。貸し借りの内容のおりにならなかった場合に、解除することができるという所有者を守るための条件になります。仮に農地所有適格法人の要件を満たしていれば、最初から所有権移転もできる可能性はありましたが、今回は実績もなかったため、農地を借りて耕作を行い、実績を積むように促し、利用権設定で開始することとなりました。

議長

その他、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

## 日程第5 議案第14号 別段の面積の廃止について

議案第14号「別段の面積の廃止について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

<説明>

議長

事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

4番

所有権移転がしやすくなるということでしょうか。

事務局

下限面積要件のみ廃止されるため、農地法第3条の他の要件にて判断していくことになります。下限面積要件が満たされず許可が見込まれなかったケースについては、許可の可能性が出てきます。

8番

従事日数は、自己申告により調整ができてしまうと思われませんが、他の要件だけで判断できるのでしょうか。

事務局

権利を有している農地が一定の規模あれば妥当性は判断できると思われま  
す。ただ、農地の権利を持っていない場合や小面積の場合は判断が難しくな  
ってきます。今後はそのような小面積の案件が出てきた場合、遊休農地解消の観  
点から認めていく考え方もできますが、既存農家への影響等を考えながら慎重  
に判断していかなければなりません。

8番

家庭菜園レベルの相談も出てくるように思われますが、どのように考えてい  
くのでしょうか。

事務局

現段階では、いきなりの所有権移転ではなく、まず貸借で経験を積んでい  
ただくような案内を考えています。

議長

その他、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。本件は、承  
認ということでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件については、令和5年3月31日に廃止の告示を  
行います。

## 日程第6 議案第15号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議案第15号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題  
とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

<説明>

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、指針について質疑、意見があり  
ましたらお願いします。

2番

遊休農地解消面積の目標については、どのように定めているのでしょうか。

事務局

市の実態に基づいて目標を定めるようになっていますので、例年の解消面積  
から判断し、定めています。

2番

遊休農地の割合としては、周辺市町村と比較してどうなのでしょう。

事務局

割合は少し多いかもしれませんが、市町村によって状況も異なっているので、

議 長 委 員 議 長	<p>他市と比べて割合が多いからということは、あまり考えなくてよいかと思われます。</p>
委 員 議 長	<p>その他、質疑、意見がありましたらお願いします。 ありません。 意見等がないようでしたら、この内容で指針とすることを決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
委 員 議 長	<p><b>日程第7 「専決処分の報告」について</b> 日程第7「専決処分の報告」について、農地法第4条第1項第7号が1件、農地法第5条第1項第7号が3件あります。お手元の資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。 ありません。 以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。</p>